

## 学校感染症等に係る登校に関する意見書

年 組 番 名前

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則に基づき自宅での療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

自宅療養期間： 年 月 日～ 年 月 日

### 第1種 [治癒]

( )

### 第2種 百日咳 [特有の咳が消失または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了]

麻しん [解熱後3日経過]

流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日経過かつ全身状態が良好]

風しん [発しんが消失]

水痘 [すべての発疹が痂皮化]

咽頭結膜熱 [主要症状消退後2日経過]

結核 [感染のおそれなし]

髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

### 第3種 [感染のおそれなし]

腸管出血性大腸菌感染症 \*便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である

流行性角結膜炎       急性出血性結膜炎       コレラ

細菌性赤痢       腸チフス       パラチフス

第3種その他の感染症 ※校内の流行の状況に応じて出席停止とする場合がある

( )

その他の意見:

( )

令和 年 月 日

医療機関名

担当医師名

印